

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

日本の高齢化は急速に進行しており、令和7年には団塊の世代すべてが75歳以上になるほか、令和22年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は今後さらに進行していくことが見込まれています。

また、高齢化が一層進む中で、後期高齢者や認知症高齢者の増加、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の増加等、支援を必要とする高齢者の増加が予想され、紀美野町（以下「本町」）においても、同様な状況が予想されます。

このような状況から、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、介護、医療、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の推進が求められており、本町では「きみの長寿プラン2018」（以下「前期計画」）において、生涯を通じて生き生きと充実した生活が営めるように、これまでに取り組んできた地域包括ケアシステムの深化と推進を図り、「我が事・丸ごと」の地域づくりについて、地域住民や関係機関等と連携しながら各種施策を進めてきました。

本計画では、前期計画での取組みをさらに進め、2025（令和7）年、2040（令和22）年を見据えた地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進を図り、地域共生社会の実現をめざす計画として「きみの長寿プラン2021」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の法的位置づけ

「老人福祉計画」は老人福祉法第20条の8に基づき高齢者福祉事業の供給体制の確保に関する計画として策定します。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき本町の介護保険事業に係る保険給付等の円滑な実施に関する計画として策定します。

本町ではこの2つの計画を一体的に『きみの長寿プラン2021』として策定します。

2 上位計画・関連計画との関係

本計画は、『第2次紀美野町長期総合計画』、『第2次健康きみの21』及び『紀美野町地域福祉計画』を包括した『第4次きみのいきいき行動計画』と整合性をとり、調和が保たれたものとします。

また本計画は、厚生労働省の示した基本指針に基づくとともに、和歌山県が策定した「わかやま長寿プラン」とも相互に連携のとれたものとなるように策定するものです。

第3節 計画期間

本計画は、3年ごとに見直しを行うこととし、令和3年度から令和5年度までの3か年を第8期計画期間として、令和2年度に策定しました。

平成	令和								
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	22年度
第7期計画			第8期計画			第9期計画			
		見直し			見直し		団塊の世代が75歳以上	見直し	団塊ジュニア世代が65歳以上
令和7年度及び令和22年度を見据えた中長期的取組み						→			

第4節 計画策定に向けた取組み及び体制

計画の策定にあたり、地域の抱える課題や実態を把握するため、要介護認定を受けていない65歳以上の方（要支援認定の方を含む）を対象に『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査』を行いました。

また、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方の把握のために、在宅で生活している要支援・要介護認定者及び家族を対象に『在宅介護実態調査』を行いました。

このような調査結果のほか、介護給付費等の状況や保健、福祉、医療、生活面などについて、学識経験者、保健医療福祉関係者及び住民代表者等で構成する紀美野町介護保険事業計画等策定委員会の委員のご意見をもとに計画を策定しました。

第5節 地域共生社会の実現のための介護保険法等の改正

令和2年6月に公布された、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）に基づき、令和3年4月より順次に施行される介護保険制度改正等についての主な内容は以下のとおりです。

改正点	法律	内容
地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援	介護保険法・社会福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備
地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進	介護保険法・老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定 ・市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定 ・介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
医療・介護のデータ基盤の整備の推進	介護保険法・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができることと規定 ・医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする
介護人材確保及び業務効率化の取組の強化	介護保険法・老人福祉法・社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加 ・有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う ・介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長